

65歳以上になられたみなさんへ

## 介護保険料のあらまし

### ○介護保険制度の概要

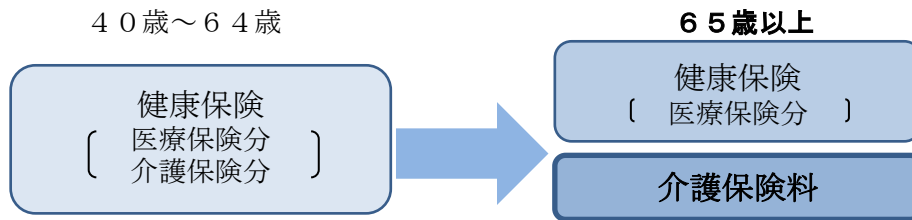
介護保険は、人口の高齢化に伴う介護問題に適切に対応するため、介護を必要とする方を社会全体で支えることを目的に開始された社会保険制度です。この制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、安心して必要なサービスを受けられるようにすることを目的としています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めてくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。

このうち40～64歳の方が納める保険料で費用全体の27%、65歳以上の人の保険料で23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

公 費	介護保険料	
国・都道府県・市町村からの公費 50%	40～64歳の人の 保険料で負担 27%	65歳以上の人の 保険料で負担 23%

### ○保険料を納め始めるのは



65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納め始めることになり、健康保険とは別個にご本人様個人で納付いただくことになります。

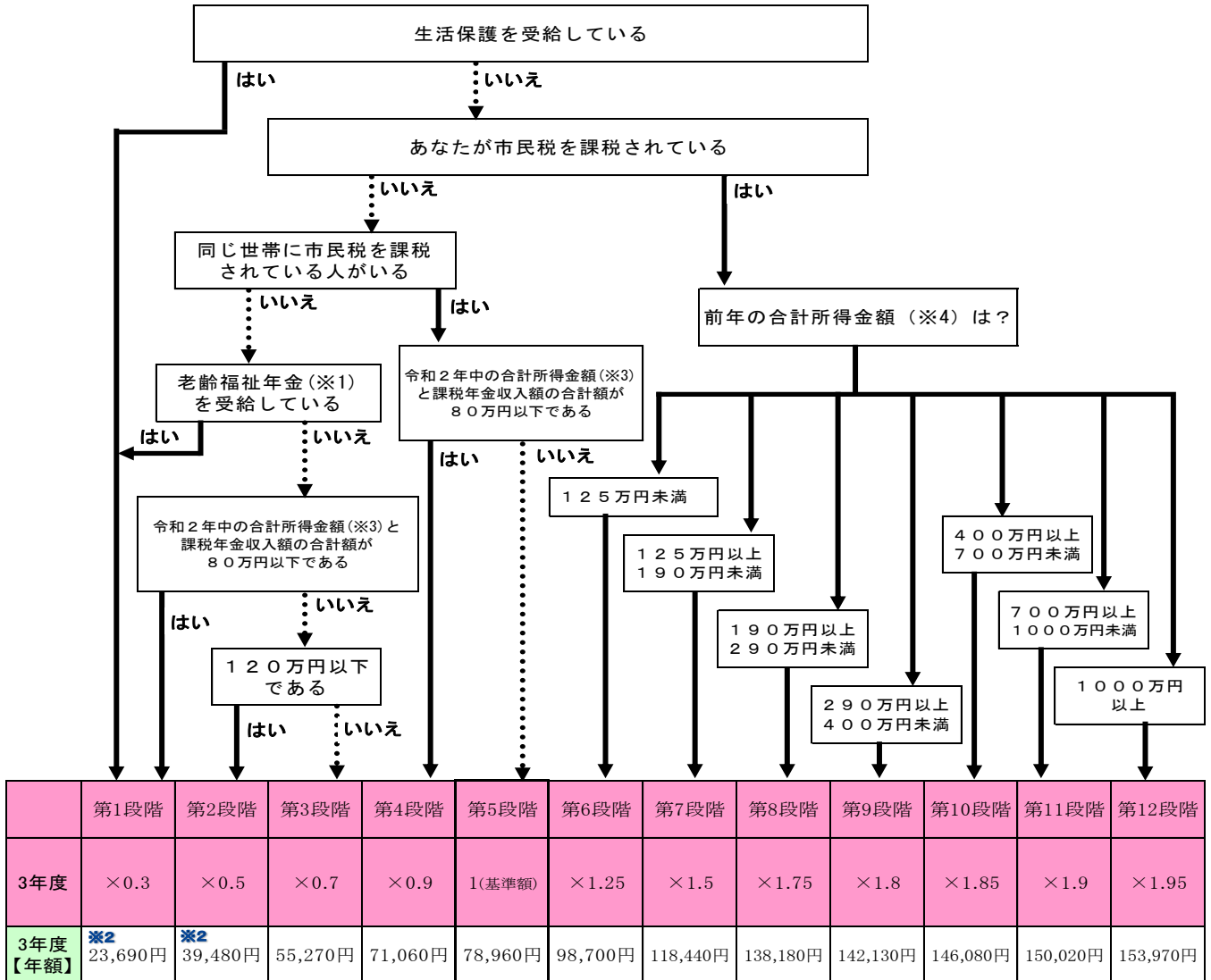
### ○保険料の納め方

介護保険料は基本的に年金からの引き落とし【特別徴収】ですが、65歳になられたばかりの方につきましては半年から1年は納付書等【普通徴収】で納めていただきます。

年金が年額18万円以上の方		年金が年額18万円未満の方	
特別徴収で納めます		普通徴収で納めます	
年金受給の際（年6回）にあらかじめ保険料を天引きして納める方法です。		納付書、または口座振替を使用して金融機関やコンビニ、キャッシュレス決済などで納める方法です。	
保険料が決まるのは7月なので、4月・6月は仮徴収として、原則2月分と同額を差し引きます。		保険料は7月に決まり、7月から2月までの8期で納めていただきます。（65歳になったばかりの方や、所得変更により上記以外の期別（随時）で納付書が交付される場合があります。）	
特別徴収【4月年金時】	4月		
	5月		
特別徴収【6月年金時】	6月		
	7月		普通徴収【1期】
特別徴収【8月年金時】	8月		普通徴収【2期】
	9月		普通徴収【3期】
特別徴収【10月年金時】	10月		普通徴収【4期】
	11月		普通徴収【5期】
特別徴収【12月年金時】	12月		普通徴収【6期】
	1月		普通徴収【7期】
特別徴収【2月年金時】	2月		普通徴収【8期】
	3月		
特別徴収〈年6回〉			普通徴収〈年8回〉

# 保険料の決まり方

介護保険料の段階は次のように決められています。【年間保険料（4月～3月）】



※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 低所得者の保険料軽減強化として、第1段階の方は0.2が軽減され基準額×0.3、第2段階の方は0.15が軽減され基準額×0.5が年間保険料となります。(令和3年度)

※3 1～5段階については、合計所得額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。

※4 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。当該合計所得金額に、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から最大10万円が控除されます。また、土地等の譲渡所得にかかる特別控除を控除した額になります。

介護保険料は3年に一度見直されます。

## ○介護保険料を滞納すると…

さらに、保険料の滞納が増えると次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると …サービスの費用をいったん利用者が全額負担し、申請により、あとで保険給付分（費用の9割～6割）の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更となります。

1年半以上滞納すると…支払い方法が「償還払い」となったうえに、保険給付分も一部、または全部が差し止めとなり、滞納している保険料に充てられます。

2年以上滞納すると …サービスを利用するときに、負担する費用が1割または2割から3割、3割から4割に変更されます。

※上記の措置をうけた場合は、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

## ○納付が難しいときはご相談を

災害などのやむをえない事情、または新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少することが見込まれる等、一定の要件に該当する場合は、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。また、生活困窮などで一度に支払うことが難しい場合は分割して納付することもできます。納付が難しいときは、担当までご相談ください。

- ・納付のご相談は 鶴岡市役所納税課
- ・保険料の内容のお問い合わせは 鶴岡市役所長寿介護課または地域庁舎市民福祉課